

○「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号）新旧対照表

新	旧
<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(6) 共済計理人（選任している場合に限る。）</p> <p>組合の財務の健全性を確保し維持していくためには、理事会において選任された共済計理人が自らの役割を理解し、共済の数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>生協法第50条の12第1項第1号に掲げる事項の確認をする場合には、異常危険準備金が消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号。以下「規則」という。）第179条に規定するところにより、適正に積み立てられているかの確認を含むものとする。特に、第三分野共済の共済契約（規則第160条第1項第5号に規定する第三分野共済の共済契約をいう。以下同じ。）における、消費生活協同組合法施行規程（平成20年3月厚生労働省告示第139号。以下「告示」という。）に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。</u></p>	<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(6) 共済計理人（選任している場合に限る。）</p> <p>組合の財務の健全性を確保し維持していくためには、理事会において選任された共済計理人が自らの役割を理解し、共済の数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(新設)</p>

II-2 財務の健全性

II-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

II-2-1-2 積立方式

(5) 入院共済金を支払う共済契約等被共済者が支払事由に該当する状態となった後支払内容や支払うべき共済金額の確定に相当の期間を要する場合等において、共済金の請求が可能となる日を以って共済契約に規定する支払事由が発生したと認める共済契約については、以下の取扱いを行っているか。

- ・ 事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由に該当する状態となっている場合について、共済金支払事由に該当する状態となった後共済金請求が可能となるまでの期間に対応する共済掛金積立金を積み立てること。ただし、事業年度末において、共済契約に規定する支払事由に該当する状態となった時点を以って支払事由が発生したと認める共済契約の場合は、規則第 184 条第 1 項第 2 号の規定により、既発生未報告支払備金を積み立てることとなる。

(6) 異常危険準備金Ⅰにおける「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」並びに異常危険準備金Ⅲにおける「その他のリスク」に係る積立基準及び積立限度を共済事業規約において設定している場合には、それらがリスクに応じたものとなっている

II-2 財務の健全性

II-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

II-2-1-2 積立方式

(5) 入院共済金を支払う共済契約等被共済者が支払事由に該当する状態となった後支払内容や支払うべき共済金額の確定に相当の期間を要する場合等において、共済金の請求が可能となる日を以って共済契約に規定する支払事由が発生したと認める共済契約については、以下の取扱いを行っているか。

- ・ 事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由に該当する状態となっている場合について、共済金支払事由に該当する状態となった後共済金請求が可能となるまでの期間に対応する共済掛金積立金を積み立てること。ただし、事業年度末において、共済契約に規定する支払事由に該当する状態となった時点を以って支払事由が発生したと認める共済契約の場合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第 1 号。以下「規則」という。）第 184 条第 1 項第 2 号の規定により、既発生未報告支払備金を積み立てることとなる。

(6) 異常危険準備金Ⅰにおける「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」に係る積立基準及び積立限度を共済事業規約において設定している場合には、それらがリスクに応じたものとなっているか。

<p>か。</p> <p><u>(7) 第三分野共済の共済契約のストレステストを使用しての異常危険準備金の算出にあたっては、告示の規定に基づき算出を行うものとし、異常危険準備金算出部門とは別の内部監査部門その他の適切な部門と相互牽制機能を確保する態勢が、内部規程等において明確になっているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(8) ストレステスト及び負債十分性テストについては、その実施にあたり、以下に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 共済事故発生率が悪化する不確実性を適切に考慮したものとなっているか。</u></p> <p><u>② 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、次の i、ii の条件を満たす場合は、まとめて実施してよいこととする。</u></p> <p><u>i 当該共済契約において、支払い事由として規定される給付内容が給付事由及びリスク特性の観点から同等と考えられ、過去のデータ又は統計資料により同等性が確認されていること。</u></p> <p><u>ii 予定発生率の算出に用いた統計資料が同じであること。</u></p> <p><u>なお、一契約（この際、主契約、特約があり、それぞれを選択して契約できる場合は、それぞれを一契約とする。）において、複数の給付事由を合わせて給付しているケースにおいては給付事由ごと i、ii の条件を満たす必要がある。ただし、発生率が十分小さく、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付においては、この限りではない。</u></p>	<p>(新設)</p>

③ 被共済者数が少なく、統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、以下の取り扱いも可とする。

i 発売後十分な期間が経過しておらず、ストレステスト又は負債十分性テストにおいて統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、予定発生率の算出に用いた過去の実績又は統計資料を活用することにより、データの不足等を補うための適切な共済の数理の方法を用いてよい。ただし、この場合においても実績データが予定発生率の算出に用いたデータとの間に大きな乖離がないか検証し、実績データを踏まえた適切な対応を行う必要がある。

ii 新契約の募集を停止し、かつ被共済者数が少なくなったことにより、大数の法則が機能せず、結果として収支相等の原則の適用が困難なときは、当該契約集団の給付額（対象共済金を必ず支払うものとして算出した額）を、負債十分性テストにおける支出見込額として使用することができる。この場合においては、ストレステスト（異常危険準備金Ⅲの算出）は適用しないこととする。

④ スストレステスト及び負債十分性テストの基礎率を同じくする契約区分は同一のものを使用することとする。

(9) 第三分野共済の共済契約における予定死亡率

第三分野共済の共済契約については、被共済者集団の特性や生存保障性を考慮した死亡率を使用して積み立てを行っているか。

(新設)

<p>II-2-1-3 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立てに関し、組合が適正な経理処理を行うに当たり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 将来収支分析について</p> <p>① <u>共済計理人が、生協法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号及び同項第 3 号の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。</u></p> <p>② <u>規則第 209 条第 1 項第 5 号ハに掲げる事項を開示するにあたっては、少なくとも以下に掲げる事項を分かりやすく開示すること。</u></p> <p>ア <u>第三分野共済の共済契約における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方</u></p> <p>イ <u>負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性</u></p> <p>ウ <u>テストの結果（追加責任準備金（共済掛金積立金・未経過共済掛金）、異常危険準備金の額）</u></p> <p>(7) <u>開示の際の区分</u></p> <p><u>規則別表第三共済契約に関する指標第 10 号に規定する「給付事由又は共済事業の種類」は、少なくとも医療、がん、介護、その他に区分するものとする。</u></p> <p>ただし、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合</p>	<p>II-2-1-3 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立てに関し、組合が適正な経理処理を行うに当たり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 将来収支分析について</p> <p>共済計理人が、生協法第 50 条の 12 第 1 項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>については、その旨注記したうえで、適切な区分に含める取扱いを行ってもよい。</u></p> <p>II-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理</p> <p>II-2-8-3 <u>再共済（再保険）に関する方針の開示</u></p> <p><u>(1) 規則別表第三共済契約に関する指標第6号から第9号までの開示を行う場合、第三分野共済の共済契約（規則第180条に基づいて、共済掛金積立金を積み立てないとした共済契約に限る。）については、別途開示を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 規則第209条第1項第5号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</u></p> <p>① <u>再共済（再保険）を付す際及び再共済（再保険）を引き受ける際の方針</u></p> <p>② <u>再共済（再保険）カバーの入手方法</u></p> <p>③ <u>主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再共済（再保険）の種類、再共済（再保険）スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再共済（再保険）の内容</u></p> <p>II-2-8-4 監督手法・対応</p> <p>II-2-9 仕組開発に係る内部管理態勢</p>	<p>II-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理 (新設)</p> <p>II-2-8-3 監督手法・対応</p> <p>II-2-9 仕組開発に係る内部管理態勢</p>
---	--

II-2-9-2 主な着眼点

(10) 仕組開発実施後のフォローアップ

- ⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、少なくとも基礎率を同じくする共済契約の区分ごとに発生率の変動要因を分析・検証し、悪化の場合にはその原因を特定できるように定期的にモニタリングを行い、共済募集方針の変更、仕組内容や共済掛金率の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための管理態勢を整備しているか。

II-2-10 共済引受リスク管理態勢

II-2-10-2 主な着眼点

(2) リスク管理

- ⑦ 第三分野共済の共済契約に係るリスク管理については、仕組開発時から支払時まで発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、共済事業の種類によって内在するリスクが異なり、共済事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、共済事業の種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。

II-2-9-2 主な着眼点

(10) 仕組開発実施後のフォローアップ

- ⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、共済募集方針の変更、仕組内容や共済掛金率の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。

II-2-10 共済引受リスク管理態勢

II-2-10-2 主な着眼点

(2) リスク管理

(新設)

<p>Ⅱ－３－２ 共済募集態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 適正な共済募集態勢の確立</p> <p>(1) 生協法第 12 条の 2 第 3 項において準用する保険業法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>ア 「契約概要」の項目</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>イ 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p><u>(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。</u></p> <p><u>○ 共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約しない共済契約について、更新時には共済掛金その他の契約内容について見直す場合があること。</u></p> <p><u>(規則第 167 条第 6 号)</u></p>	<p>Ⅱ－３－２ 共済募集態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 適正な共済募集態勢の確立</p> <p>(1) 生協法第 12 条の 2 第 3 項において準用する保険業法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>ア 「契約概要」の項目</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>イ 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>II-3-6 利用者の保護等</p> <p>II-3-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則</p> <p>II-3-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等</p> <p><u>(16) 規則第 167 条第 7 号に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して共済掛金等の変更を伴うものではないことを契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。</u></p> <p><u>(17) 規則第 167 条第 8 号に掲げる書面の作成にあたっては、以下のことに留意しているか。</u></p> <p>① <u>同号ロに掲げる「基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移」については、当該指標の水準が概ね把握できるような、適切な区分により記載してもよいこととする。</u></p> <p>② <u>同号ハに掲げる「その他基礎率変更権行使基準に該当するか参考となる事項」については、基礎率変更権行使基準に該当しても、当該行使基準を行使しない理由（経営判断の理由）その他参考となる事項を記載するものとする。</u></p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 生協法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 子会社等</p> <p>組合の子会社（生協法第 28 条第 5 項に規定する子会社（同項の規</p>	<p>II-3-6 利用者の保護等</p> <p>II-3-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則</p> <p>II-3-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 生協法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 子会社等</p> <p>組合の子会社（生協法第 28 条第 5 項に規定する子会社（同項の規</p>
--	--

定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(規則第210条第2項に規定する子法人等(子会社を除く。))をいう。以下同じ。))及び関連法人等(同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)) (以下「子会社等」という。))の業務範囲等については、以下のとおりとする。

(注1) 組合又はその子会社が、国内の会社(当該組合の子会社を除く。)の株式等について、合算して、その基準議決権数(生協法第53条の17第1項又は第53条の19第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。))を超えて所有している場合の当該国内の会社(以下「特定出資会社」という。))が営むことができる業務は、共済事業兼業組合(生協法第53条の16第1項に規定する共済事業兼業組合をいう。以下同じ。))にあつては生協法第53条の16第1項第1号又は第2号、共済事業専門組合(生協法第53条の18第1項に規定する共済事業専門組合をいう。以下同じ。))にあつては、生協法第53条の18第1項第1号イ又はロに規定する業務を専ら営む会社及び同項第2号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示及び本指針に関する規準等を満たす必要があることに留意する。

IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等

IV-2 第三分野

第三分野共済の共済契約を含む共済事業規約の認可に係る審査に

定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(規則第210条第2項に規定する子法人等(子会社を除く。))をいう。以下同じ。))及び関連法人等(同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)) (以下「子会社等」という。))の業務範囲等については、以下のとおりとする。

(注1) 組合又はその子会社が、国内の会社(当該組合の子会社を除く。)の株式等について、合算して、その基準議決権数(生協法第53条の17第1項又は第53条の19第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。))を超えて所有している場合の当該国内の会社(以下「特定出資会社」という。))が営むことができる業務は、共済事業兼業組合(生協法第53条の16第1項に規定する共済事業兼業組合をいう。以下同じ。))にあつては生協法第53条の16第1項第1号又は第2号、共済事業専門組合(生協法第53条の18第1項に規定する共済事業専門組合をいう。以下同じ。))にあつては、生協法第53条の18第1項第1号イ又はロに規定する業務を専ら営む会社及び同項第2号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、消費生活協同組合法施行規程(平成20年3月厚生労働省告示第319号。以下「告示」という。))及び本指針に関する規準等を満たす必要があることに留意する。

IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等

(新設)

当たっては、特に以下の点に留意して審査することとする。

IV-2-1 基礎率変更権の設定について

第三分野共済の共済契約の基礎率変更権の設定については、以下の点に留意して審査するものとする。

(1) その他これに準ずる給付を行う共済契約とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症に対する人の状態等に対する給付を行う共済契約とする。

(2) 基礎率変更権行使基準の設定に当たっては、以下の条件を全て満たしているか。

① 予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標については、予定発生率を変更して共済掛金又は共済金を変更するという趣旨に適合するものとして、次に掲げるいずれかの割合又は当該割合に準じたものとなっているか。

イ 予定発生率に対する実績発生率の割合

ロ 共済掛金収入(責任準備金繰入・戻入調整をした当該年度の危険共済掛金と付加掛金の合計)に対する共済金の支出額の割合

② ①に掲げる指標の設定に当たっては、実績発生率が悪化した場合の、当該共済契約の損益見込みに照らして、適切な水準となっているか。

③ ①に掲げる指標に達した後、共済掛金又は共済金の変更を行う手続きが、明確になっているか。

IV-2-2 基礎率変更権を行使する認可申請の取扱い

第三分野共済の共済契約の基礎率変更権の行使のための申請があった場合には、以下の点に留意して審査するものとする。

- (1) 共済事業規約に定める基礎率変更権の規定（基礎率変更権行使基準等）に反しないものとなっているか。
- (2) 内部規定において定められている基礎率変更権の行使の手続きが遵守されているか。
- (3) 契約者に対して、契約締結時にあらかじめ十分な説明が行われ、その後も基礎率変更権行使基準に該当するかどうかの情報公開が定期的に行われたか。
- (4) 変更後の予定発生率が、実績発生率に照らして共済の数理に基づく合理的かつ妥当なものとなっているか。

IV-2-3 共済金等の支払時における契約者等の保護のための措置

第三分野の商品については、共済金等の支払時における共済契約者等の保護のための措置として以下の点に留意することとする。

- (1) 被共済者を受取人とする共済契約において、共済金等の支払事由が発生し、被共済者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い共済契約については、被共済者に代わる者が速やかに共済金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。
- (2) 疾病、不慮の事故等の給付対象範囲を定めるにあたり、共済契約者等が参照することが困難な分類規定等を利用していないか。

(3) 契約更新前の給付金等の支払日数が契約更新後に引き継がれることについて、契約更新時等の機会に共済契約者等に適切に説明する措置を講じているか。

IV-3 共済数理

IV-3-1 共済掛金

(3) 予定発生率又は予定解約率については、合理的かつ客観的な基礎データに基づいて算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。

また、第三分野共済の共済契約において使用する死亡率については、被共済者集団の特性や生存保障性を考慮したものとなっているか。

IV-3-2 返戻金

IV-3-3 各種割引制度

IV-4 1の被共済者当たりの共済金額が100万円を超える共済事業を実施する場合の審査要領等

1の被共済者当たりの共済金額が100万円を超える共済事業又は年金共済事業を実施する場合の共済事業規約の設定及び変更の認可に係る審査上の留意点等については、IV-1、IV-2及びIV-3に加えて、次に掲げる要件に適合するか慎重に審査するものとする。

IV-2 共済数理

IV-2-1 共済掛金

(3) 予定発生率又は予定解約率については、合理的かつ客観的な基礎データに基づいて算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。

IV-2-2 返戻金

IV-2-3 各種割引制度

IV-3 1の被共済者当たりの共済金額が100万円を超える共済事業を実施する場合の審査要領等

1の被共済者当たりの共済金額が100万円を超える共済事業又は年金共済事業を実施する場合の共済事業規約の設定及び変更の認可に係る審査上の留意点等については、IV-1及びIV-2に加えて、次に掲げる要件に適合するか慎重に審査するものとする。

V 様式編

V-1 申請書等様式集

別紙様式1 (法第40条第5項関係)

番 号
年 月 日

(行政庁の長) 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〇〇共済事業規約設定認可申請書

平成 年 月 日開催の総会(又は総代会)において、〇〇共済事業規約を定める議決を行いましたので、消費生活協同組合法第40条第5項の規定に基づき、認可を申請します。

添付書類

1~5 (略)

V 様式編

V-1 申請書等様式集

別紙様式1 (法第40条第5項関係)

番 号
年 月 日

(行政庁の長) 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〇〇共済事業規約設定認可申請書

平成 年 月 日開催の総会(又は総代会)において、〇〇共済事業規約を定める議決を行いましたので、消費生活協同組合法第40条第5項の規定に基づき、認可を申請します。

添付書類

1~5 (略)

6 規則第55条第1項第3号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書（第三分野共済の共済契約を含む場合に限る。）

別紙様式2（法第40条第5項関係）

番 号
年 月 日

（行政庁の長） 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〇〇共済事業規約変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、〇〇共済事業規約を変更する議決を行いましたので、消費生活協同組合法第40条第5項の規定に基づき、認可を申請します。

（新設）

別紙様式2（法第40条第5項関係）

番 号
年 月 日

（行政庁の長） 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〇〇共済事業規約変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、〇〇共済事業規約を変更する議決を行いましたので、消費生活協同組合法第40条第5項の規定に基づき、認可を申請します。

添付書類

1～5 (略)

6 規則第 55 条第 1 項第 3 号に掲げる事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書 (第三分野共済の共済契約を含む場合に限る。)

別紙様式 39 の 2

共済種類	
------	--

(単位:百万円)

区 分	異常危険 準備金 I	異常危険 準備金 II	異常危険 <u>準備金 III</u>	合 計
年度始積立額				
当年度積立額				
当年度取崩額				
年度末積立額				

区分	異常危険準備金 I		異常危険 準備金 II	<u>異常危険準備金 III</u>	
積	普通死亡 リスク			<u>ストレス</u> <u>テストの</u>	

添付書類

1～5 (略)

(新設)

別紙様式 39 の 2

共済種類	
------	--

(単位:百万円)

区 分	異常危険 準備金 I	異常危険 準備金 II	(新設)	合 計
年度始積立額			(新設)	
当年度積立額			(新設)	
当年度取崩額			(新設)	
年度末積立額			(新設)	

区分	異常危険準備金 I		異常危険 準備金 II	(新設)	
積	普通死亡 リスク			(新設)	(新設)

立 基 準 額				<u>対象とするリスク</u>		立 基 準 額				
	(削る)	(削る)		<u>災害死亡リスク</u>			<u>災害死亡リスク</u>		(新設)	(新設)
	生存保障リスク			<u>災害入院リスク</u>			生存保障リスク		(新設)	(新設)
	(削る)	(削る)		<u>疾病入院リスク</u>			<u>災害入院リスク</u>		(新設)	(新設)
	(削る)	(削る)		<u>その他のリスク</u>			<u>疾病入院リスク</u>		(新設)	(新設)
	火災リスク、自動リスク、傷害リスク、地震災害リスク及び風水害リスク						火災リスク、自動リスク、傷害リスク、地震災害リスク及び風水害リスク			
	その他のリスク(生命)						その他のリスク(生命)			
	その他のリスク(損						その他のリスク(損			

取 崩 基 準				取 崩 基 準			(新設)
(注)	(略)			(注)	(略)		